

News Release

報道関係者各位
2022年8月30日

マニユライフ生命、「給付金らくらく請求」でお手続きできる対象者を拡大

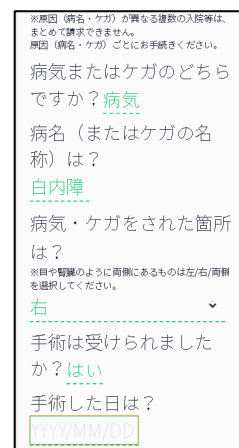
- 18歳以上の被保険者はオンラインから直接請求、未成年の場合は親権者によるオンライン手続きが可能に
- お客様の利便性向上のため、デジタル化を推進

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO:ブノワ・メスレ、本社:東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、給付金請求手続きを公式ウェブサイトから申請できるサービス「給付金らくらく請求」において、オンライン上でご請求いただけるお客様の範囲を拡大しました。第1弾として7月30日(土)から18歳以上の被保険者が直接オンラインで給付金を申請可能とし、第2弾は、8月30日(火)より対象をさらに拡大し、被保険者が未成年の場合でも親権者による手続きが可能となります。*1

「給付金らくらく請求(オンライン)」は、オンライン(公式ウェブサイト)で給付金請求ができるサービスです。必要書類の記入や郵送のプロセスといった従来の手続きが不要となる「給付金らくらく請求」では、給付金請求が平均3分で完了するため、お客様はより簡単にお手続きをすることができます。

2018年12月のサービス開始以来、「給付金らくらく請求」を利用しオンライン上でご請求いただけるお客様の範囲を順次拡大しています。今回のサービス拡大では、契約者ではない被保険者の方もご利用可能となり、当社給付金支払い対象者の約97%のお客様が「給付金らくらく請求(オンライン)」をご利用いただけるようになります。

ご請求対象条件等の詳細は、別紙または公式ウェブサイト(<https://www.manulife.co.jp/ja/individual/policyholder/rakuraku-seikyu.html>)をご確認ください。



スタートページと入力画面例

マニライフ生命は、商品のご提案からお申込み手続きまでをオンラインで実施するオンライン面談「らくらく申込」をはじめ、お客さまとのコミュニケーションのために営業職員(プランライト・アドバイザー)チャネルへの「LINE WORKS」の導入、24 時間お問合せを可能とするチャットボット機能を備えた LINE 公式アカウントの開設、契約者向けの案内資料のペーパーレス化など、お客さまのニーズに合わせたデジタル化を推進しています。今後もデジタルとお客さま中心主義のリーディングカンパニーとして、お客さまの利便性向上のため、さらなる変革を目指します。

*1

- ・法人契約を除く。
- ・給付金らくらく請求の操作が難しい方は、電話(コールセンター)によるサポートが受けられます。
- ・被保険者本人がスマホ等の端末をもっていない等の理由でお手続きができない場合は、当社営業職員が訪問し所定のタブレット端末を利用してご請求いただけるサービスがあります。
- ・また、被保険者本人が同意していることを条件に、配偶者または親族(子・親・兄弟)が代理で請求できる「家族による給付金らくらく代理請求(オンライン)」サービスもご利用いただけます。
- ・親権者以外の親族が代理で給付金の請求を行う場合は、郵送によるお手続き、または、上記の「家族による給付金らくらく代理請求(オンライン)」をご利用ください。

「給付金らくらく請求」の請求対象条件

＜オンラインによる請求＞

- ・治療を受けられた方(請求者様)からの請求であること
- ・医療保障が付加されている有効な契約をお持ちであること
- ・当社が指定する口座へのお支払いにご了承いただけること
- ・当該の請求関連書類を当社登録住所に郵送することをご了承いただけるまたは請求者様本人の住所をご入力いただけること

＜電話(コールセンター)による請求＞

- ・治療を受けられた方(請求者様)からの請求であること
 - ・ご本人名義のお振込口座の登録が可能なこと(給付金は登録口座に送金されます)
- * ご契約内容などにより、本サービスのお取扱いができない場合があります。

対象ブラウザについて

「給付金らくらく請求」をご利用時には、以下のブラウザでのご利用を推奨します。

Safari, Google Chrome の最新バージョン

* OS やブラウザにより、一部のページにおいて正しく表示されない、もしくは正しく機能しない場合があります。

マニライフ生命について

マニライフ生命は、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニライフ)のグループ企業です。法人ならびに個人のお客さまがより簡単に最適な保障を選択し、より良い毎日を送るためのお手伝いをします。公式ウェブサイト(www.manulife.co.jp)をご覧ください。